

議第 8 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

建物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
新旭北畑農業用集出荷 施設	高島市新旭町北畑 5 2 1 番 地 2	鉄骨造平屋建 1 4 0 m ²

3 処分の相手方

北畑区自治会

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用する農業用施設として、北畑区自治会に譲与するものである。